

# 感染症罹患後の保護者の登園届

2026年4月改訂

<b>登園届 (保護者記入)</b>	
保育所施設長殿	
入所児童名 _____	
年 月 日	医療機関名「 _____ 」において
病名「 _____ 」と診断され、	
症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。	
保護者名 _____	印又はサイン _____

登園の際には、上記の登園届の提出をお願い致します。(なお、登園の目安は、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園の目安を参考に、かかりつけの医師の診断にしたいが、登園届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園あるよう、ご配慮ください。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要なことがある感染症(ただし、一律に提出が必要なわけではありません)

(札幌市乳幼児園医協議会「子どもと感染症」、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」参照)

感 染 症 名	潜伏期	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	1～3日	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症後最低5日間かつ解熱した後3日を経過してから
新型コロナウイルス感染症	約5日間 (オミクロン株の場合は2～3日)	発症後5日間	発症した後5日間を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過してから ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として5日を経過してから
咽頭結膜熱(プール熱) アデノウイルス	5～7日	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消失した後、2日を経過してから
流行性角結膜炎(はやり目) アデノウイルス	4～7日	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎症状が消失してから
百日咳	1～2週	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失してから、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了してから
溶連菌感染症	2～7日	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗生剤投与開始後1～2日経過し、主要症状が消失してから
マイコプラズマ肺炎	1～3週	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳などの主要症状が治まっていること
ウイルス性胃腸炎 ロタ、アデノウイルス ノロウイルス等	1～3日	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	全身状態が良く、嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ 手足口病	2～5日	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	解熱し、口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	4～6日	呼吸器症状のある間	咳などの呼吸器症状が改善し、全身状態が良いこと
帯状疱疹		水疱を形成している間	すべての発しんがかさぶたになっから
突発性発疹			解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと(発疹があっても良い)

(札幌市の保育園においては、伝染性紅斑(りんご病)は発疹があっても、全身状態が良ければ、登園可としています。また伝染性軟属腫(水いぼ)も当園可能です。)